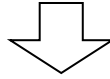


住宅改修費の受領委任払について

◆給付までの流れは、以下のとおりです。また、完成後の審査が終了した翌月に支給します。

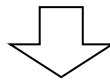
①相談～改修内容決定

- 申請者、担当ケアマネジャー、登録事業者で改修内容や規模、改修費用を決めます。



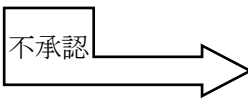
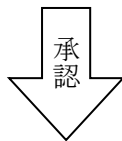
②事前申請

- 以下の必要書類を提出し、申請します。
 - ・「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)」
 - ・「住宅改修が必要な理由書」
 - ・「見積書」 ・「見取図」 ・「施工前写真(撮影年月日入り)」



③改修工事の承認

- 申請内容を審査し、申請者に「住宅改修費承認(不承認)通知書」にて通知します。
- 担当ケアマネジャーに、上記の写しを送付します。(不承認の場合もあります)

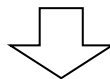


※不承認の理由

- ・給付制限を受けている ・入院、入所中
- ・支給限度基準額の残額がない など

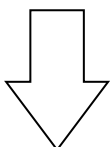
④改修工事着工～完成

- 担当ケアマネジャーは、承認通知の内容を登録事業者に伝えます。
 なお、伝える内容は、「改修工事の着工」、「改修対象見込金額」(10割分の金額)、「個人負担割合」(1～3割のいずれか)の3項目です。
- 登録事業者は、改修工事を着工し、完成後は「施工後写真」、「請求書」を作成します。また、請求額の受領後は、「領収証」を発行します。



⑤完成報告

- 下記の必要書類を提出し、加えて「着工日」と「完成日」も報告します。
 - ・「施工後写真(撮影年月日入り)」 ・「領収証」(コピーでも可)



※事前申請時と比べ改修費用に変更があった場合は、変更箇所がわかる「見取図」や「施工後写真」、請求額の内訳も追加で提出が必要です。なお、承認以外の改修については、支給できません。

⑥支給決定

- 申請者に、支給決定(住宅改修制度に該当した旨)のお知らせを送付します。
- 登録事業者に、支給決定通知書にて通知し、後日住宅改修費を支給します。